

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

本市の農用地は、久慈川、長内川、夏井川、遠別川、川又川等の流域の平坦地に水田が拓け、山間・丘陵地帯は畑や草地として利用され、米、野菜、畜産の複合経営が営まれており、農地の集約的利用と拡大によって農業所得の向上を促進する。

平坦地の水田は将来とも可能な限り優良農地として保全することとし、機械化に対応する適切な規模のほ場、農道、かんがい施設等の生産基盤の整備を図り、転作田は、収益性の高い作物や土地利用型作物の団地化を誘導するほか、飼料用稲等耕畜連携の取り組みを促進し、新たな水田営農システムを確立する。

畑については、夏季の冷涼な気候を活かした野菜や花き、雑穀類の振興を図り、特に本市の奨励作物である雨よけほうれんそうや菌床しいたけ等の生産拡大を図るとともに、補完品目としての新作目の導入により規模拡大と出荷期間の拡大を図る。

畜産は輸入の規制緩和や低価格等により厳しい状況にあるが、飼料基盤の確保とコストの低減に努めるとともに、堆肥センターの活用、稲わらと堆肥の交換、飼料用稲の利用等耕種農家との連携強化による地域内循環を目指す。

これら農用地の効率的な利用を図るため、認定農業者等への農地の集積を進めるとともに産地形成を図る。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

本市の農用地は、平地の少ない地形のため生産性、効率性において課題が多く、耕作放棄地の発生が問題となっているが、産地化を目指した基幹作物の推進や生産効率の向上を図るため、ほ場整備、基幹農道と連結した農道網の整備及び農業用水の安定的確保のための用排水路整備を計画的に進めるとともに、認定農業者等担い手への農地の利用集積を促進する。

なお、経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努める。

また、畜産物の価格低迷等に対応するため粗飼料自給率の向上を図るとともに、堆肥センターの活用や、耕種農家とのマッチングによる耕畜連携の取組によって地域資源を活用した農業の確立を目指す。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

○宇部地区については、隣接する野田村の被災農地と一体的にほ場整備を実施することで、耕作放棄地を解消し、優良農地の拡大及び確保を図る。

○住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて最小限とするとともに農用地利用計画と整合性を図り、できる限り多くの農地を確保する。

○農用地区域内にある久慈湊・大崎地区の農地は、これからも優良農地として確保する。さらに、耕作放棄地の発生を防ぐため団地化の形成や担い手の集積を促進する。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

○被災住宅地等の集団移転先となる農地0.9haは、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり。

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし。

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A-2 地区 A-3 地区 A-5 地区	久慈湊 ・大崎	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	0.9ha	0.9ha	0.9ha	0.9ha	久慈市	H24～ H25	50人 (19戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	A久慈湊・大崎地区移転元、 非線引き都市計画区域の用途 地域内、50人、19戸 移転跡地：防災空地等
計				0.9ha	0.9ha	0.9ha	0.9ha			50人 (19戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 久慈湊・大崎 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	団体営圃 場整備事 業	夏井地区	夏井土地 改良区	110ha	S50～ S56	8.8ha	完了	補助	<p>本市では、漁業集落防災機能強化事業による集団移転の促進を実施しており、久慈湊・大崎地区内の移転元から、同地区内で移転先を設定しているところがあります。さらに久慈湊・大崎地区は住宅地が密集しており、集団移転のために必要となる面積の確保が難しいこと、浸水シミュレーションの結果、農用地区域外の農地等では、浸水域にあること、農地等ではなく山への宅地造成では莫大な費用がかかる等の理由により移転先候補地を選定しており、当該受益地以外に代替できる土地がない。</p> <p>また、当該地に宅地を造成することについては、夏井土地改良区、久慈市農業委員会、久慈市農政課と調整を了している。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>転用面積が小規模なため、廃止、付け替えが必要となる用排水路等はなく農地の生産性に影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業及び津波避難施設整備事業（いずれの事業も久慈湊・大崎地区）の進捗状況に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。